

2009/06/29

法学専攻・準研究員 付 月

「日本における不正規滞在外国人家族の退去強制—家族統合の権利および児童の最善の利益の考慮—」と題する本報告は、昨年9月にウィーンで開催された国際家族法学会第13回国際会議での報告(Expulsion of irregular foreign residents in Japan: Consideration of the right to family unification and the best interests of children)である。まず、写真を用いて国際会議の様子を伝えた後に、報告で使ったパワーポイント(英語)で発表(日本語)を行った。

本報告の目的は、日本における不正規滞在外国人家族の退去強制事件において、「家族統合の権利」および「子どもの最善の利益」はどのように考慮されているのかについて、近年の裁判例の分析を通して明らかにするとともに、国際人権法の観点から検討し問題点を浮き彫りにすることである。このような不正規滞在家族の人権問題およびその法的地位をめぐる問題は、世界共通の問題として認識されている。本研究は、特に日本での状況に焦点を当てて国際人権法の観点から検討したものとして意義があると言える。

日本では、正規の在留資格をもたない不正規滞在外国人が多数おり、そのほとんどが日本で家族を築き、長期間日本に居住している。彼らは、出入国管理および難民認定法(以下「入管法」)に定める退去強制事由に該当する者として、日本からの退去強制対象となっている。一方で、法務大臣は、退去強制対象の不正規滞在外国人に対して、日本に在留する理由があると思われる場合には「在留特別許可」を与えることができる。近年の日本の外国人政策では、5年間(2004年～2008年)で不正規滞在者の数を半減させるよう取締りを強めている。そこで、退去強制に直面している外国人家族は、日本での長期に亘る平穏な生活や地域社会への貢献に加えて、国際人権条約に基づく「家族統合の権利」および「子どもの最善の利益」を理由に、日本での「在留特別許可」を求めて提訴している。

「家族統合の権利」(the right to family unification)と「子どもの最善の利益」(the best interests of the child)は、「市民的および政治的権利に関する国際規約」(以下「自由権規約」)および「子どもの権利条約」に規定されている。日本は、自由権規約および子どもの権利条約の締約国となっているため、条約等を日本国内において適用する義務がある。

近時の不正規滞在家族の退去強制処分取消請求事件の判決を分析し検討した結果、以下の傾向および問題点を指摘できる。まず、「家族統合の権利」については、不正規滞在家族に対してほとんど考慮されていないことが明らかになった。特に、家族構成員の国籍が異なる場合、各々の国籍国に退去強制させられることによって家族分離の問題が生じる。次に、「子どもの最善の利益」について、多くの判決では、子どもが日本で教育を受ける利益、国籍国へ送還された場合に受ける不利益、および子の意思について言及されているが、これらの要素は親の退去強制を前提として考慮されている。こうした判決では、不正規滞在家族の「不法滞在」や「不法就労」を重視し、退去強制に際する家族の分離については、日本の責任の下での人権侵害として認識されていないと言える。また、子どもの利益の保護は、親と一緒に日本から退去強制させる結果を導いていることが明確となった。

しかし、このような判決理由は、国際人権条約を根拠とする「家族統合の権利」および「子どもの最善の利益」に反する解釈であると考えられる。さらに、親の行為の不法性を重要視するあまり、子どもが日本に継続して滞在する利益を軽視することは、子どもの権利条約第2条で禁止されている父母の地位または活動による差別または処罰に該当する可能性があることも指摘しておかなければならない。なお、不正規滞在外国人家族によって害されたと思われる「国益」と、不正規滞在外国人の「家族の権利」とが衝突する場合、当該家族の「家族統合の権利」および「子どもの最善の利益」について人権保障の観点から考慮し、関連する国際人権条約の条文をその趣旨に基づいて解釈し適用する必要がある。

セミナー参加者からは、最近ニュース等で取り上げられたフィリピン人家族の退去強制事件への見解等に関する質問があった。参加者からの質問に対して、以下のように回答した。メディアで報道されたフィリピン人家族（カルデロン氏一家）の退去強制事件に見られるように、日本で生まれた育った子どもに在留特別許可が与えられたとしても、両親は退去強制され、家族分離が生じている状況は、日本が締約している国際人権条約に定められている「家族統合の権利」および「子ども最善の利益」に反すると考えられる。

* 2008年9月に開催された国際家族法学会第13回国際会議への渡航の際に、IFERIからご支援いただいたことに、感謝を申し上げたい。なお、本研究の成果は、*European Journal of Law Reform*, Vol.11, No.1, pp.77-110 に掲載され、また、国際家族法学会の年報(*International Survey of Family Law 2009 Edition*)に掲載される予定になっている。